

第19回船橋市歯科診療所運営委員会議事録

1 日時 令和8年1月15日（木）19時30分から20時00分まで

2 場所 保健福祉センター3階 健康診査室及びオンライン

3 出席者

(1) 委員 松島委員、土居委員、川奈部委員、鈴木委員、山口委員、末永委員、寺館委員

(2) 事務局 健康政策課

(3) 指定管理者 公益社団法人船橋歯科医師会 藤平会長、高橋理事、赤岩顧問

4 欠席者

なし

◆開会

○事務局（健康政策課長）

定刻になりましたので、ただいまから「第19回船橋市歯科診療所運営委員会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

なお本日ですが、山口委員から所用のため少々遅れるとの連絡がございましたので、ご報告させていただきます。オンラインでの参加ですので、また入り次第こちらの方から確認の方させていただきます。

会議に先立ちまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

まずは「次第」になります。次に、「資料一覧」です。続きまして、

- ・資料1 第5次中期目標（案）
- ・資料2 各年度実績および目標値（案）
- ・資料3 各年度実績一覧表
- ・資料4 第3次中期目標
- ・資料5 第4次中期目標
- ・資料6 今後の開催予定について
- ・資料7 運営委員会設置要綱
- ・資料8 委員名簿
- ・参考資料の①～③

なお、皆様の席に「席次表」を配布させていただきました。オンラインの方にはメールにてお送りさせていただいております。全てお揃いでしょうか。

続きまして、本日の会議は会場参集型とオンライン型によるハイブリッド形式での開催となりますので、開催前にご発言の方法についてご説明いたします。

まず、ご参集の委員におかれましては、発言の際には挙手等でお知らせください。その後に、ご自分のお名前を名乗っていただいたうえで、ご発言をお願いいたします。

次に、オンラインでご参加いただいている委員におかれましては、ご発言の際は、オンライン会議システム画面上の挙手ボタンを押していただくか、チャットにて発言がある旨をお報せいただき、委員長または司会者の指名後にマイクのミュートを解除し、お名前を名乗ったうえでご発言いただきますようお願いいたします。

ご発言が終わりましたら、再びマイクをミュートにしていただいて、ご発言時以外もマイクをミュートにしたままでお願いできたらと思います。カメラはオンのままでお願いいたします。

それでは、ここからの議事の進行は委員長へお願いしたいと思います。

○松島委員長

委員長の松島です。よろしくお願いいたします。夜遅くからの開催でお疲れでしょうが、よろしくお願いいたします。

それではまず、会議の公開、非公開に関する事項について、皆様にお諮りいたします。この件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（健康政策課長）

本日の会議の公開、非公開についてご説明させていただきます。

本市におきましては、「船橋市情報公開条例」及び「船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱」に基づき、「個人情報等がある場合」または、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」などを除き、原則として公開することとなっております。

議事録につきましては、発信者、発言内容も含め、全てホームページ等で公開されます。

また、本日の会議につきましては、傍聴人の定員を5名とし、事前に市のホームページにおいて、開催することを公表いたしました。しかしながら、本日は、傍聴希望者はおりませんでした。

以上でございます。

○松島委員長

会議の公開事由の審議を行います。

本議題に非公開とすべき事項は含まれませんので、公開としたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

<異議なしの声>

異議なしとのことですので、本日の会議は公開といたします。

本日は傍聴者がいないということですので会議を続けたいと思います。

それでは、議事に入ります。

資料の1ページ目の、今日の議題はこの1つになりますが、「第5次中期目標（案）の審議」です。

それでは事務局から説明をお願いします。

○事務局（健康政策課長補佐）

中期目標（案）のご説明の前に、今年度実施いたしました新たな指定期間における指定管理者の指定等についてご報告いたします。

まず、現在の指定管理者の指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までとなっております。そのため、令和8年4月1日から始まる新たな指定期間における指定管理者を指定するために、今年度指定管理者選定委員会を開催しました。

選定委員会の中で、船橋歯科医師会様が指定管理者として選定されましたので、令和7年第4回定例会に指定管理者指定議案を提出し、議会で審議がなされました。

審議の結果、議案は可決されましたので、次期指定期間においても船橋歯科医師会様を指定管理者として指定いたしました。

次に、同じく令和7年第4回定例会に、補正予算として次期指定期間における5年間の指定管理料債務負担行為に関する議案を提出いたしました。

この指定管理料の積算は、さざんか特殊歯科診療所において大学からの派遣医を増員すること、それに伴い歯科衛生士も増員すること、また令和7年第1回定例会に条例改正として提出した、さざんか特殊歯科診療所の診療時間を30分延長することに伴う診療件数の増加などが考慮されたものとなっております。

こちらの補正予算も議案が可決されました。

以上が令和8年4月から始まる新たな指定期間にに関するご報告となります。

続きまして、中期目標（案）についてご説明いたします。資料1「第5次中期目標（案）」をご覧ください。

今回は各項目の目標値については変更せず、第4次中期目標と同じ目標値しております。そのため、変更箇所は1ページ目の第1「中期目標の期間」についての1箇所となります。

中期目標の期間が令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間となります。

続いて中期目標（案）、特に目標1および目標2についての考え方をご説明いたします。

まず現状についてですが、資料2をご覧ください。各目標項目、目標値、実績値、評価について一覧としており、その横に第5次中期目標の目標値（案）を記載しております。いずれの年度も高い実績を見ることができます。

資料3をご覧ください。各目標の目標値および実績値の推移を表わしたものとなります。いずれの目標項目においても、概ね高い実績が維持されております。

これらの実績については、難易度の高い診療が求められる特殊歯科という分野において、指定管理者様の努力の結果が反映されているものと考えております。

続きまして、参考資料①をご覧ください。こちらは船橋市における介護保険等の状況に関する資料となります。

まず上のグラフをご覧ください。

65歳以上の人団について年々上昇傾向にあることが見て取れます。

次に下のグラフです。介護保険第1号認定者数についても同様に上昇傾向にあることが見て取れます。また、65歳以上人口に対する認定者数の割合も上昇傾向にあることが分かります。

次に参考資料②です。こちらは歯科診療所の診療件数等の状況についてまとめた資料となります。

かざぐるま歯科診療所、さざんか歯科診療所ともに診療件数は増加傾向にあります。

また、資料の円グラフは令和6年度の新規患者における初診時の年齢分布を表したものになります。

両歯科診療所とも65歳以上の患者が5割～6割を占めている状況となっております。

続いて参考資料③です。こちらは厚生労働省が実施した歯科疾患実態調査のデータを抜粋したものとなります。

まず、「20歯以上を有する者の割合」というデータでは、年々割合が増えている状況が見て取れます。

次に、「歯肉に所見を有する者の割合」というデータは、令和4年の調査において歯肉出血を有する者の割合を示したもので、65歳以上を見た場合、約半数の人が歯肉出血を有するというデータとなっております。

続いて、「進行した歯周病を有する者の割合」というデータでは、年々割合が増えており、令和4年の調査では5割強の人に症状があることが分かります。

自分の歯の保有率が上がることは、反面歯科疾患のリスクが増える事にもなるため、今後歯の状態、特に歯周病に関する罹患率は高い状態が続くことが考えられます。

これらのデータは、特殊歯科診療所の対象者である障害児者・要介護高齢者だけを対象としたデータではないので、特殊歯科診療所の患者で考えると、口腔内の状態はより厳しい状況になっていると考えられます。

現在の歯科診療所における目標に対しての実績は高い数字が出ている状況ではありますが、ここで示したデータにあるとおり、自分の歯の保有本数が増えることによる歯科疾患リスクの増加や、今後の介護保険認定者数の増加に伴う需要の増加などから、診療の困難度は高まっていくことが考えられます。

さらに、令和8年度からはさざんか歯科診療所において、大学からの派遣歯科医を増やし、診療体制を拡大することから、診療件数の増加も見込んでおります。

特殊歯科診療所の患者は、障害児者・要介護高齢者であり、自立した口腔ケアを実施することが難しい方もいらっしゃること、また患者さんの年齢も年々上がっていきますので、70%という目標値も難易度は年々上がるることが想定されます。

これらのことから、目標1及び目標2の目標値としては、現在の70%が適当な数字ではないかと考えました。

こちらをたたき台として、委員の皆様にご審議いただければと思います。

事務局（案）の説明については以上となります。

○松島委員長

ありがとうございます。

それではそれぞれの目標 1 から目標 7 までありますが、基本的に今まで前回の第 4 次と変更はない方針で行きたいということなんですが、目標 1 から 7 まで一つずつ確認したいと思いますが、よろしいですか。

はい。ではまず目標 1 ですが目標 1 は歯肉の炎症や舌苔が可の患者の割合が 70 %以上ですと。詳細については、4 ページから順に出てますけど、まあ概ね 70 %が、いわゆる悪くならない少なくとも現状維持あるいは良くなってるっていう評価になりますが、それが 70 %以上ということで今まで来てますが、実際 90 %以上の実績値を出していただいているんですが、今行政の方からも話がありましたように、これから患者さんが増えていくこと、それから高齢がどんどん進んでいくこと、そういうことを考えて現状の 70 %ずっと行きたいということなんですが、いかがですか。何か異議ある方いらっしゃいますか。

おそらくですね。世の中っていうか、一般的にまあここは歯科医師会の方が訪問とか要介護の患者さんやっていただいてますが、もっと一般的には歯科医院から訪問歯科とか、歯科医院自体が障害者とか要介護の見る方は非常に少ないんで、一般的には訪問歯科で見てる人が多いと思うんですけど、世の中の訪問歯科のレベルで考えると結構ここのやってる、歯科医師会がやっていただいている訪問歯科とか、それから要介護高齢者に対する診療、障害者に対する診療のレベルは僕は結構高いと思いますんで、まあこういう高い数字が出ても不思議ではないと思うんです。

一般的に見れば 70 %ぐらいの値が出てればほぼ合格ラインと考えてもよろしいかなと思うんですけどいかがですか。悪くはないと思うんです。

異議ある委員の方いらっしゃいますか。市からの提案のとおりできたいと思いますけどよろしいですか。

はい、ありがとうございます。じゃあ異議がないということで。目標 1 については舌苔も含めて 70 %ということで行きたいと思います。ありがとうございます。

次が目標 3 と 4 、これ一緒でもいいかなと思いますが、固定診療、訪問診療の患者の満足度です。これについては 5 ページと 6 ページです。

失礼しました。目標 2 経口摂取できる状態を維持できるかどうかということで、これにつきましては、ここについても 70 %以上ということね。歯科医師会の方から何かありますか。

実際にやられてる現場として、一生懸命やられてるから結果としてはよろしいと思うんですが、70 %今までどおりで行きたいなとは思うんですが、理由は今までと同じこれから高齢化が進んで難しい患者さんが増えていくということを考えて、現状の 70 %で行きたいと考えております。それについては。はい、お願いします。

○指定管理者（藤平会長）

松島先生おっしゃったとおり、年齢がどんどん高齢化しますね。患者さんの年齢が高齢化しますし、医療の発達発展によってより患者さん、シビアな患者さんがいっぱいかかる

ようにどんどんなってきますので、摂食嚥下機能が衰えた方を回復させる事が、どんどん年々困難になっていくと思います。その中でこの目標1は妥当だと考えてもらえたらなと思っております。いかがでしょうか。

○松島委員長

はい、ありがとうございます。

ここも70%で行きたいと思いますが、異議のある委員いらっしゃいますか。よろしいですか。ありがとうございます。じゃ目標2につきましても70%で行きます。

失礼いたしました。今度目標3。先ほど言った固定診療の患者満足度と訪問診療の患者の満足度。これは従来から80%以上でということで設定しておりますが、8割満足いただけたらよろしいかなとは思うんですがよろしいですか。はい。

じゃここも異議ないということで、80%以上目標3から目標4について可決します。

次が目標5。ここは予算について、指定管理料の執行率が100%以下。ここは予算内いろいろなもろもろをやっていただきたいということで。まあここは今までのとおりで、8割から9割ぐらいの執行率で収まっていると思いますが、これについては市も慎重に計算したと思いますんで、よろしいですか。ここはちょっと決めようがないんで。

まあ、そこは努力をお願いしたいということです。100%以下ということ。5番、それから目標6についても同様です。

それから目標7につきましては研修、医療安全研修や技術向上を目的とした研修を実施するということで、これも従来どおり年間かなりの数をやっていただいてたと思います。

実施するということでよろしいと思いますが、よろしいですか。異議がなければ。ありがとうございます。

委員から特に意見を述べてもらう機会を作り損なってるんですが、何かありますか。何か、一応これで7まで提案のとおりで行きたいと思いますが、何かご意見ありましたらお願ひしたいと思います。

はいお願ひします。

○寺館委員

公募委員の寺館です。中期目標についてなんですが、周期が3年と2年とあるんですけれども、それは何か理由があるんですか。

○松島委員長

トータル5年の中で二つに分けてるんだと思います。

○事務局（健康政策課長）

事務局でございます。指定管理の期間っていうのが5年ごとに更新を迎えてきますので、今委員長からもお話をありましたとおり中間ぐらいで3年、2年ということでそれで目標を定めて実施していただくというような形を取っております。

○寺館委員

分かりました。ありがとうございます。

○松島委員長

はい、ありがとうございます。

せっかくの会議でお話しする機会ないままちょっと申し訳ないと思うんですが。どうですか。はい、お願ひします。

○寺館委員

やはりご高齢の方が増えているっていう現状で、先ほどお話もあったように30分診療を延ばすっていうことだったんですが、やはり30分だと大体一人見れるか見れないかだと思います。それで、うまく貰えると言うか、今でさえもアポイントメントがすごくたくさん入っているっていうことを前回の会議でお聞きしたので。これからもっと増加していく傾向にあるので、何か対策というものはそれ以外にあるのでしょうか。

○松島委員長

はい、お願ひします。

○指定管理者（藤平会長）

診療時間を延ばすのが1点と、診療できる歯科医師を増員する予定です。週3回。それによって少しずつ診療できる患者さんが増えいく、また予約の間隔も短くなるので市民のニーズに応えられるようになるんじゃないかなということを考えております。

○松島委員長

はい。ありがとうございます。

○寺館委員

その場合ユニットの数は現状で大丈夫ですか。

○指定管理者（藤平会長）

さざんか特殊歯科診療所はユニット5台ありますので、歯科医師が2人、3人いても対応できるかと思います。

○指定管理者（赤岩顧問）

診療時間で言いますと、現在午後1時から4時半までで、30分、今の状態ですと、今の方が中途半端になっております。

30分延長できることによって、30分枠から1時間枠になれるので、効率良く診療でき

ると思っております。

○松島委員長

はい。ありがとうございます。今歯科医師会という組織でやっていただいてますんで、歯科医師会の中でそういうのができる先生方が機会があつて増えていけば、市全体としてはそういう診療できる体制が増えていくかなっていうのも期待してみたいと思います。どうかよろしくお願ひします。

よろしいですか。それでは、ただいま審議された意見をもちまして、本委員会における第5次中期目標の審議を終了するものとします。

中期目標（案）は本委員会にて承認されたものとし、船橋市長に対する報告書の作成は、委員長に一任していただくということでよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

ありがとうございます。

それでは議題の2「その他」として、事務局より今後の運営委員会の予定について説明をお願いいたします。

○事務局（健康政策課長）

今後の運営委員会の予定についてご説明いたします。

本日の委員会で審査していただいた結果を踏まえ、後日、委員長から審議の結果を市長への報告書として提出していただきます。

市はそれを受理した後、市ホームページで公表いたします。

今後のこの委員会の開催につきましては、資料6をご覧ください。

次回は、令和8年2月12日木曜日の19時30分から、場所は今回と同じく保健福祉センター3階の健康診査室とオンラインで開催します。

議題は、「中期行動計画（案）の審議」となります。

中期目標を設定したのち、指定管理者はその目標を達成するための中期行動計画を作成いたしますので、その内容を委員の皆様ご審議いただけたらと思っております。

事務局からは以上です。

○松島委員長

ただいま、事務局から今後の運営委員会のスケジュールについて説明がありましたが、委員の先生方から、他に何かございますか。

それでは、本日の議題はすべて終了いたしました。

第19回船橋市歯科診療所運営委員会を終了します。

◆閉会